

令和8年5月22日

足立区立西新井中学校
保護者様

足立区立西新井学校
校長 石井 秀生

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

平素から本校の教育活動にご理解・ご協力賜り感謝申し上げます。

足立区におきましては、台風、地震、水難等自然災害時の登下校については、原則、全小中学校共通の対応をとります。

つきましては、下記の内容と最新の気象情報をご確認の上、お子様の登下校等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

令和8年5月29日（金）から始まる新たな防災気象情報の運用に伴い、足立区立小・中学校では以下の対応を行います。

1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- | |
|--|
| <p>(1) 午前6時に足立区において、「レベル4大雨危険警報」または「レベル5大雨特別警報」が発表されている場合。</p> <p>(2) 午前6時に足立区において「特別警報（『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発表されている場合。</p> <p>(3) 午前6時に足立区において「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合。</p> <p>※ レベル3大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登下校については下記の「4 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。</p> <p>※ 上記警報等による休校の場合は、改めて学校からH&S等にて連絡することはありません。</p> |
|--|

2 一部の学校のみが休校となる場合

- | |
|---|
| <p>(1) 学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。</p> <p>(2) 学校が避難所となった場合。</p> |
|---|

3 保護者等への引き渡し対応となる場合

- | |
|--|
| <p>(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>(2) 学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。</p> <p>(3) 学校が避難所となった場合。</p> |
|--|

4 学校長判断による対応となる場合

「1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合」・「2 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては原則登校ですが、校長の判断で登下校の時刻を早めたり遅らせたりすることがあります。その場合は、改めてH&Sにてお知らせします。

5 その他

(1)「台風、地震、水難等自然災害時の登下校について」(足立区教育委員会通知)を学校ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

(2)足立区役所からも、必要に応じてH&S、足立区公式HP等で情報発信いたします。

6 問い合わせ先

足立区立西新井中学校 副校長 電話 (38908167)

以上

【別紙】

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について（令和8年度5月改訂）

令和8年5月22日

足立区教育委員会

1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- (1) 午前6時に足立区において、「レベル4大雨危険警報」または「レベル5大雨特別警報」が発表されている場合。
 - (2) 午前6時に足立区において、「特別警報（『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発表されている場合。
 - (3) 午前6時に足立区において「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合。
- ※ レベル3大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登下校については下記の「4 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

2 一部の学校のみが休校となる場合

- (1) 学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。
- (2) 学校が避難所となった場合。

3 保護者等への引き渡し対応となる場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。
- (3) 学校が避難所となった場合。

4 学校長判断による対応となる場合

「1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合」・「2 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で登下校の時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させないこと、登校を遅らせることを認めることや、これらの場合における出席の取扱いなども校長判断に含まれる。

5 自然災害時の登下校の対応について

台風（大雨、強風）

登校時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校時刻を遅らせる場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。	○ 登校後、風雨の状況が悪化すると予測できる場合は、校長の判断で、下校時刻を早めるなどの対応をする。その場合の通常下校、集団下校または保護者等への引き渡しについても児童・生徒の安全を第一に、校長が判断する。 ○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅ら

	せたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。
--	---------------------------

地震

発生時	登校後及び下校時
<p>○ 震度5弱以上の地震が発生した場合、校長は、災害の規模、児童・生徒、所属職員の安否及び施設の被害状況を把握し、速やかに区（教育指導部、学校運営部）に報告する。</p> <p>（足立区防災関連計画【震災編】（令和7年度修正）、足立区業務継続計画【地震編】より）</p> <p>※ 校長が出勤できない場合、副校長が行う。</p>	<p>○ 震度5弱未満の場合でも、鉄道の運行状況や被災状況等により、学校長の判断で、引き渡し対応等で下校時刻が早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。</p>

降雪

登校時	登校後及び下校時
<p>○ 校長の判断で登校を遅らせる場合は、教育指導課まで連絡する。</p>	<p>○ 校長の判断で、通常下校、集団下校または保護者等への引き渡し対応とする。</p> <p>○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。</p>

- ◎ なお、台風・地震・降雪を含め、気象状況によっては、教育指導課より休校または保護者等への引き渡し対応をお願いすることもある。